

川崎市住民投票制度検討委員会フォーラム

参 考 資 料

- 参考資料 1 自治基本条例検討委員会報告書と
自治基本条例逐条解説の抜粋（住民投票制度部分）
- 参考資料 2 条例に基づく住民投票の実施事例
- 参考資料 3 常設型住民投票条例設置状況
- 参考資料 4 住民投票実施フロー

自治基本条例検討委員会報告書と自治基本条例逐条解説の抜粋 (住民投票制度部分)

1 自治基本条例逐条解説書

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

住民投票制度は、間接民主制を補完する制度であることなどから、住民投票を発議できる市民の範囲については、住民として、法人を除いた本市の区域内に住所を有する人としています。また、住民投票制度については、現在、学識者による委員会にて課題整理を行っており、その中間報告書では、「本市の住民である外国人市民が住民投票に参加することは当然といえる」とされ、また、年齢要件についても「未成年者を除外する合理的理由はない」とされています。平成16年度内を予定している委員会の最終報告による課題整理を踏まえながら、平成17年度は、制度の具体化に向けた新たな委員会を立ち上げ、住民投票の制度化に向けた詳細な検討を行う予定です。

また、投票に付される事項は、市民生活にかかわる重要な問題が想定され、議会や市長が直接住民の意思を確認しながら、それぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要なことと考えられるため、議会と市長も発議することができることとしています。

2 川崎市自治基本条例検討委員会報告書

住民投票制度

市は、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認し、その結果を市政運営に反映させるため、住民投票を実施することができます。

住民、議会又は市長は、市政に係る重要事項について住民投票を発議することができます。

市長は、住民投票を実施するに当たっては、住民投票の対象とされた事項について、その争点に関する情報の周知を図るとともに、住民の間で十分な討議が行えるよう努めなければなりません。

市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

その他住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。

住民投票制度に関する次の基本的事項を規定することによって、いわゆる「常設型」の住民投票制度を設けることとし、重要事項が生じるたびに個別の住民投票条例を制定しなくともよいこととしました。

ア 投票に付議する事項

イ 発議権者の範囲

ウ 投票に先立つ十分な情報周知と討議の機会の付与

エ 投票結果の尊重

なお、これらの基本的事項を定めるだけでは、常設型住民投票制度をこの条例中に定めたこととはならないのではないかと意見もありました。しかし、その性格からしても基本的事項のみを定めることが適当であると考えました。

なお、市政に係る重要事項とは、他の自治体の例によると、合併問題や大規模公共事業の是非などが考えられます。

また、条例の制定改廃など市民の直接請求があり、それが否決されてしまったものを対象とするべきとの意見がありました。

発議権については、住民（市内に住所を有する外国人市民を含みます。）がそれを持つことは当然であり、選挙権者のみではなく、18歳以上の未成年者を入れることが考えられます。また、他の自治体の例のように、議会や市長からの発議も認めるべきと考えました。

住民投票を行うに当たっては、住民の間に投票対象事案について、客観的に判断するための争点などについての情報が十分提供されることが必要と考えます。また、住民投票が行われるまでの間に、争点についての見解を聴いたり討議が行える場が設けられることが望ましいとも考えました。

住民投票の結果は、前述のとおり十分な情報提供、討議を行った上で実施されるものですから、誰もが尊重する必要があるとの意見があります。しかし、住民に、議会及び市長と同等の尊重義務を課すことについては、市長や議会と住民では、その責任の重さは異なるものであり、また、住民投票は、市長や議会の意思決定に住民の意思を反映させるために行われるものであることを考える必要があります。

基本的事項のほかに投票の成立要件など、住民投票制度の構築には定めるべき事項がありますが、現在行われている住民投票制度検討委員会での課題整理などの結果を尊重し、別途の条例によって制度設計を行うことが妥当と考えました。

条例に基づく住民投票の実施事例

【個別設置型条例に基づく実施事例】

(平成18年5月31日現在)

| | 件名 | 自治体名 | 提案者等 | 投票日 | 投票率 |
|----|---------------|---------|------|-------------|--------|
| 1 | 原子力発電所の建設 | 新潟県巻町 | 直接請求 | 平成8年8月4日 | 88.30% |
| 2 | 米軍基地の整理縮小 | 沖縄県 | 直接請求 | 平成8年9月8日 | 59.50% |
| 3 | 産業廃棄物処理施設の設置 | 宮崎県小林市 | 直接請求 | 平成9年11月16日 | 75.90% |
| 4 | 米軍ヘリ基地の建設 | 沖縄県名護市 | 直接請求 | 平成9年12月21日 | 82.50% |
| 5 | 産業廃棄物処理施設の設置 | 岐阜県御嵩町 | 直接請求 | 平成9年6月22日 | 87.50% |
| 6 | 産業廃棄物処理施設の設置 | 岡山県吉永町 | 直接請求 | 平成10年2月8日 | 91.70% |
| 7 | 産業廃棄物処理施設の設置 | 宮城県白石市 | 市長 | 平成10年6月14日 | 71.00% |
| 8 | 産業廃棄物処理施設の設置 | 千葉県海上町 | 町長 | 平成10年8月30日 | 87.30% |
| 9 | 採石場の新設・拡張 | 長崎県小長井町 | 町長 | 平成11年7月4日 | 67.80% |
| 10 | 吉野川可動堰の建設 | 徳島県徳島市 | 議員 | 平成12年1月23日 | 55.00% |
| 11 | 原子力発電所の誘致 | 三重県海山町 | 町長 | 平成13年11月18日 | 88.60% |
| 12 | 原発プルサーマル計画の導入 | 新潟県刈羽村 | 直接請求 | 平成13年5月27日 | 88.10% |
| 13 | 産業廃棄物処理施設の設置 | 高知県日高村 | 直接請求 | 平成15年10月26日 | 79.80% |
| 14 | 新市の地名 | 兵庫県一宮町 | 町長 | 平成17年1月9日 | 41.60% |
| 15 | 都市計画事業 | 千葉県袖ヶ浦市 | 直接請求 | 平成17年10月23日 | 58.00% |

【常設型条例に基づく実施事例】

| | 件名 | 自治体名 | 発議者 | 投票日 | 投票率 |
|---|---------------|--------|-----|------------|--------|
| 1 | 米空母艦載機移駐案受け入れ | 山口県岩国市 | 市長 | 平成18年3月12日 | 58.68% |

市町村合併の是非を巡る住民投票については、事例多数につき省略しています。

常設型住民投票条例設置状況

(平成18年5月31日現在)

| | 自治体名 | 条例名 | 提案者等 | 施行日 |
|----|-----------|--------------|------|-------------|
| 1 | 愛知県高浜市 | 高浜市住民投票条例 | 市長 | 平成14年9月1日 |
| 2 | 埼玉県富士見市 | 富士見市民投票条例 | 市長 | 平成14年12月20日 |
| 3 | 埼玉県上里町 | 上里町住民投票条例 | 町長 | 平成15年4月1日 |
| 4 | 埼玉県美里町 | 美里町住民投票条例 | 町長 | 平成15年4月1日 |
| 5 | 群馬県桐生市 | 桐生市住民投票条例 | 市長 | 平成15年7月1日 |
| 6 | 広島県広島市 | 広島市住民投票条例 | 市長 | 平成15年9月1日 |
| 7 | 石川県宝達志水町 | 宝達志水町住民投票条例 | 町長 | 平成16年1月1日 |
| 8 | 埼玉県坂戸市 | 坂戸市住民投票条例 | 市長 | 平成16年4月1日 |
| 9 | 千葉県我孫子市 | 我孫子市市民投票条例 | 市長 | 平成16年4月1日 |
| 10 | 広島県大竹市 | 大竹市住民投票条例 | 市長 | 平成16年6月1日 |
| 11 | 埼玉県鳩山町 | 鳩山町住民投票条例 | 町長 | 平成16年12月7日 |
| 12 | 北海道増毛町 | 増毛町町民投票条例 | 町長 | 平成16年12月22日 |
| 13 | 大阪市岸和田市 | 岸和田市住民投票条例 | 市長 | 平成17年8月1日 |
| 14 | 三重県名張市 | 名張市住民投票条例 | 市長 | 平成18年1月1日 |
| 15 | 神奈川県逗子市 | 逗子市住民投票条例 | 市長 | 平成18年4月1日 |
| 16 | 山口県山陽小野田市 | 山陽小野田市住民投票条例 | 市長 | 平成18年7月1日 |
| 17 | 神奈川県大和市 | 大和市住民投票条例 | 市長 | 平成18年10月1日 |

市町村合併によりすでに失効したものは除いてあります。

住民投票実施フロー

参考: 広島市住民投票条例

常設型住民投票条例

